

ID: 520

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	児童扶養手当の受給資格認定
法令名称 根拠条項	児童扶養手当法 第6条第1項
法令番号	昭和36年法律第238号
【根拠条文】 (認定) 第6条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。 2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなつた後再びその要件に該当するに至つた場合において、その該当するに至つた後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。 【基準】 根拠条文、法第4条及び第4条の2の規定による。 (支給要件) 第4条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当(以下「手当」という。)を支給する。 (1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 父が死亡した児童 ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 父の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (2) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父 イ 父母が婚姻を解消した児童 ロ 母が死亡した児童 ハ 母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童 ニ 母の生死が明らかでない児童 ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの (3) 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童(同号ロに該当するものを除く。)の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母	

がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者 2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。 (1) 日本国内に住所を有しないとき。 (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親に委託されているとき。 (3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (4) 母の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。 (5) 母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 (6) 父の配偶者(前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。 3 第1項の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあつては当該母が、父に対する手当にあつては当該父が、養育者に対する手当にあつては当該養育者が、日本国内に住所を有しないときは、支給しない。 (支給の調整) 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。			
標準処理期間	40日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日